

# 「遺族年金」～大切な方への贈物の仕組み

---

2025年7月  
りゅう社労士オフィス

# 目次

1. 年金の目的
2. 主な遺族給付の種類
3. 相続と遺族年金の違い
4. 遺族基礎年金 亡くなった人の要件
5. 遺族厚生年金 亡くなった人の要件
6. 保険料納付要件
7. 遺族基礎年金を受ける遺族の要件
8. 遺族厚生年金を受ける遺族の要件
9. 生計維持要件の認定基準
10. 遺族給付 一般的な事例

事例1：10年間しか保険料を納めてない夫が年金受給中に死亡

事例2：死亡時に生計維持が同一ではなかった

事例3：繰り下げ待機中の夫が死亡

事例4：夫が死亡した後に障害年金を請求

事例5：夫死亡後、寡婦年金待機中に再婚

事例6：子供のいない自営業夫婦、妻が先に死亡

事例7：死亡時の遺族の年齢要件で不該当

事例8：30歳未満の妻の夫が死亡した

事例9：老齢年金繰り下げ待機中に妻が死亡

事例10：親と生計同一で子に遺族基礎年金が不支給

参考資料：令和7年度年金額

# 年金の目的

年金の種類	目的
老齢年金	年齢を重ね働けなくなったときの <b>生活保障</b>
障害年金	病気・ケガで日常生活が困難・働けなくなったときの <b>生活保障</b> ※障害等級に該当することが必要
遺族年金	生活を支えていたものが亡くなったときの <b>生活保障</b> ※遺族基礎年金は、特に子育て中のものに対して支払われるもの

# 主な遺族給付の種類

① 遺族基礎年金	主に子育て中の父・母または子どもに支給
② 遺族厚生年金	生計維持されていた者に、失権するまで生涯支給
③ 中高齢寡婦加算	<p>以下に該当する妻に対して遺族厚生年金に<b>40歳以降で該当するときから65歳になるまで加算支給</b> 遺族基礎年金の3/4 623,800円（年額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で生計を同じくしている子がないとき</li> <li>・遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻が、子が18歳到達年度末日に達した（障害の状態にある場合は20歳に達した）等のため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき</li> </ul>
④ 寡婦年金	<p><b>60歳から65歳までの最大5年の有期年金</b></p> <p>第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金額の4分の3の額</p> <p>※亡くなった夫が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けたことがあるときは支給されません</p> <p>夫が国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間 および 国民年金の保険料免除期間が10年以上ある 及び 婚姻関係が10年以上（事実婚可）が必要</p>
⑤ 死亡一時金	<p><b>掛け捨て防止の一時金</b></p> <p>国民年金保険料を納めた月数に応じて120,000円～320,000円</p> <p>※第1号被保険者として保険料を納めた月数（4分の3納付月数は4分の3月，半額納付月数は2分の1月，4分の1納付月数は4分の1月として計算）が36月以上必要</p>

# 相続と遺族年金の違い

民法上の相続と異なり 遺族年金は配偶者であっても必ずもらえるものではありません  
相続人と遺族年金受給者も異なることがあります

	配偶者	内縁関係	生計維持要件
民法上の相続	原則：常に相続人	不可	不要
遺族年金	<b>要件が厳格</b>	事実婚であっても配偶者とされる ケースあり（例：重婚的内縁関係）	要

## 要件とは？

亡くなった人 / 遺族 / 家族関係の状態

長年保険料を納めても、要件を満たさず 老齢年金はおろか遺族年金までもらえない人がいます  
相続財産が満足に無い人にとっては、遺族年金は相続税の心配もなくありがたいものです

亡くなる前に少しのことで要件を満たせることができるなら、生前に対応していききたいものです

ここでは、もらえないというのを「**不支給（支給要件を満たさないとき）**・**支給停止（支給される権利はあるが支給されない）**・**失権**」と3種類に分けてお伝えします



# 遺族基礎年金・亡くなった人の要件



亡くなった方の状況	保険料納付状況	遺族基礎年金
①国民年金加入中に亡くなったとき ②国民年金に加入していた60歳以上65歳未満の国内在住のものが亡くなったとき	保険料納付要件が必要	対象となる遺族がいれば支給
③老齢基礎年金を受ける資格のある人が亡くなったとき ④老齢基礎年金を受けている人が亡くなったとき	保険料納付済期間と免除期間（合算対象期間を含む） $\geq 25$ 年以上	//
上記に該当しない	-	不支給 保険料納付済期間等の月数の合計 36月以上⇒死亡一時金 6ヶ月以上(他国籍) ⇒脱退一時金の受給可能性あり

20歳	60歳	65歳	保険料納付要件
①国民年金に加入中の死亡	②日本国内在住、国民年金に加入していたものの死亡		要
	③老齢基礎年金の受給資格（25年以上）がある	④老齢基礎年金(25年以上)を受給中	不要



# 遺族厚生年金・亡くなった人の要件



	亡くなった方の状況	保険料納付状況	注意事項	中高齢寡婦加算 (妻)
短期要件	①厚生年金加入中に亡くなったとき ②厚生年金加入中に初診日のある傷病により「初診日から5年以内」に亡くなったとき	保険料納付要件が必要	②について 在職中に「初診日がある傷病」と「死亡の原因となった傷病」が一致していること	加算あり
	③1級または2級の障害状態にある障害厚生年金を受けている人が亡くなったとき	—	3級の障害厚生年金受給権者が亡くなったとき「死亡の原因となった傷病」と障害厚生年金の傷病が <b>相当因果関係にあるときは1級または2級の障害状態にあったものとみなし要件を満たすものとする</b>	加算あり
長期要件	④老齢厚生年金を受ける資格がある人が亡くなったとき ⑤老齢厚生年金を受けている人が亡くなったとき	保険料納付済期間と免除期間（合算対象期間を含む） <b>≧25年以上</b> （うち厚生年金加入期間は1ヶ月以上）	—	加算あり ※厚生年金加入期間が20年以上のときのみ

**短期要件（①～③）に該当するときは、最低保障25年加入していたとみなして年金計算されます**

**短期要件と長期要件の両方に該当する場合は、その遺族が遺族厚生年金を請求したときに、別段の申し出をしない限り、短期要件のみに該当し、長期要件には該当しないものとみなされます**



# 遺族厚生年金・亡くなった人の要件



# 保険料納付要件

## 基本要件（3分の2要件）

20歳

死亡

死亡日の前日において、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が公的年金加入期間の3分の2以上あることが必要です

## 特例要件（直近1年要件）

死亡日が令和8年3月31日までのときは、死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよい

どちらの要件においても

・保険料を納付

・免除の申請

・一部免除の保険料の納付

を完了している必要があります

**亡くなった日の前日までに**

## 法改正

本特例は、10年延長され令和18年3月31日が期限とされる予定です

# 遺族基礎年金を受けるとする遺族の要件

「子のある配偶者」または「子」が受けられますが、まず「亡くなった人」と生計維持関係が必要です

※結婚（内縁関係を含む）、直系血族または直系姻族以外の方の養子となったとき等は失権します

	要件	事実婚等	その他
父母	子と生計を同じくしていること	事実婚も含む	-
子	18歳になった年度の3月31日までにあるか、20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にあるもの	再婚相手の連れ子（事実上の子）は、この場合の「子」には該当しません	死亡当時、妊娠していた子は出生時から要件を満たします

子のある妻



子のある夫



子



子



配偶者（父・母）が遺族基礎年金の権利を失ったときは、子が遺族基礎年金を受けます  
 但し、子の遺族基礎年金は父または母（養子縁組した祖父・祖母含む）と生計を同じくしているときは支給停止になります

# 遺族厚生年金を受けるとする遺族の要件

「亡くなった人」と生計維持関係が必要です

※結婚（内縁関係を含む）、直系血族または直系姻族以外の方の養子となったとき等は失権します

順位		要件	事実婚等	その他
1	妻	年齢要件はなし	事実婚も含む	—
1	夫・子	夫：55歳以上が要件 60歳まで支給停止 但し、遺族基礎年金を受ける権利を有するときは60歳未満でも支給される 子：18歳になった年度の3月31日までにあるか、20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にあるもの（現に婚姻していないこと）	再婚相手の連れ子（事実上の子）は、この場合の「子」には該当しません	死亡当時、妊娠していた子は出生時から要件を満たします
2	父母	55歳以上が要件 60歳まで支給停止	—	—
3	孫	18歳になった年度の3月31日までにあるか、20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にあるもの	—	—
4	祖父母	55歳以上が要件 60歳まで支給停止	—	—

第2～4順位の父母・孫・祖父母は、上位順位者がいるときは遺族厚生年金を受けるとする遺族になりません  
また、上位順位者失権による転給はありません

# 生計維持要件の認定基準

生計維持の要件	認定基準	提出書類
生計同一要件	<p><b>ひとつ屋根の下で一緒に暮らしていること</b></p> <p>①住民票上同一世帯に属しているとき                      ②住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき                      ③住所が住民票上異なっているが、現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められること <b>※②③は別途申立書等が必要</b></p>	<p>・「別世帯となっていることの理由書」                      ・「生計同一に関係に関する申立書」+ 証明書類                      ※住民票謄本は、マイナンバーで確認できれば不要です</p>
収入要件	<p><b>遺族の収入が一定額以下であること</b></p> <p>厚生労働大臣の定める金額（年額850万円）以上の収入を<b>将来にわたって</b>有すると認められる者以外のものその他これに準ずる者 ※ただし、障害基礎年金の生計維持対象者に関しては、条文に「将来にわたって」の文言がない</p> <p>①前年の収入が<b>年額850万円未満</b>であること                      ②前年の所得が<b>年額655万5千円未満</b>であること                      ③一時的な所得があるときは、一時的な所得を除いた後、前年の収入が年額850万円未満または前年の所得が年額655万5千円未満であること</p> <p>※前年の所得が確定していない場合は、前々年の所得で判断                      上記の要件に該当しないが、<b>定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）</b>に収入が<b>年額850万円未満</b>または所得が<b>年額655万5千円未満</b>となると認められるもの</p>	<p>源泉徴収票                      課税証明書                      確定申告書等</p>

**年収要件850万円とは？** かつて厚生年金の上位10%を占める年収は、600万円でした。所得分類の最高位に該当する人（社会通念上著しく高額収入がある人）という観点から、厚生年金の標準報酬月額の上位10%に当たる年収を基準とし、生計維持関係の認定基準額として昭和60年度改正で年収600万円が設定されました。その後、平成6年度改正で年収850万円（所得655.5万円）とされました。

一般的な事例 夫：自営業 国民年金のみに加入（夫：国民年金20年納付 妻：40年納付）



夫40歳で死亡	子18歳年度末	妻60歳	妻65歳
遺族基礎年金		寡婦年金	老齢基礎年金
1,071,000円		311,888円	831,700円



一般的な事例 夫：サラリーマン 厚生年金に加入（夫：厚年20年 妻：厚年10年・国年30年）

厚生年金受給額は、概算標準報酬額（夫30万円・妻20万円）で算出しておりますので参考値としてとらえてください



夫40歳で死亡	子18歳年度末	妻60歳	妻65歳
遺族基礎年金			老齢基礎年金
1,071,000円			831,700円
	遺族厚生年金		遺族厚生年金
	369,968円		237,968円
	中高齢寡婦加算※40歳以上の妻のみ		老齢厚生年金
	623,800円		132,000円



昭和31年4月2日前生れの妻には、僅かですが経過的寡婦加算が加算されるケースもあります

# 事例1：10年間しか保険料を納めてない夫が、年金受給中に死亡



ご夫婦で事業をされています

夫は、若い頃にサラリーマンを10年程経験しておりました

今まで、国民年金を税金と同じようにとらえて、ご夫婦ともに国民年金保険料を支払ったことはありません

幸いなことに、保険料納付済期間が10年あり、僅かですが老齢年金を受けておりました



夫：63歳を迎えた頃に亡くなりました  
遺族は、妻と子 子は独立して別居



妻：68歳（**事業所得で100万円程度**）

一緒に暮らす18歳未満の子どもがいないので、遺族厚生年金のみ受給可能ですが...

**残念ながら...遺族厚生年金は、保険料納付済期間 + 免除期間が25年無いので不支給**

**老齢年金は10年ですが 遺族年金は25年 保険料を納める必要があります**

原則として年金受給資格を得るには、

「保険料納付済期間 + 保険料免除期間 + 合算対象期間」が【老齢10年・遺族25年】以上必要です。

※遺族年金については、死亡当時65歳未満であれば死亡日の前日において前々月までの直近1年間に未納期間が無ければ保険料納付要件を満たします（令和8年3月31日まで）

本ケースでは、亡くなる前に厚生年金に加入していれば、加入中の死亡ということで遺族厚生年金が受給できたかもしれません



## 事例2：死亡時に生計維持が同一でなかった

60歳で会社を定年退職したご夫婦です  
ご夫婦ともに老齢基礎・厚生年金を受給しております  
ご夫婦は、それぞれ**別々の介護施設**に入所して介護を受けております



夫：75歳を迎えた頃に亡くなりました  
遺族は、妻のみ 子供はなし



妻：70歳（**年金収入のみ**） 一緒に暮らす18歳未満の子どもがいないので、遺族基礎年金の受給権はありません  
**残念ながら・・・事情がどうであれ ご夫婦に生計維持関係がありません 妻に遺族厚生年金は支給されません**

### 生計維持関係とは？

- ・生計同一要件：ひとつ屋根の下で一緒に暮らしていること  
住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一 住所が住民票上異なっているが、現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるときは申立書の提出が必要
- ・収入要件：遺族の収入が一定額以下であること  
前年の所得が確定していない場合は、前々年の所得で判断して 年額850万円（所得655.5万円）以上の収入を**将来にわたって有**すると認められる者以外のもの その他これに準ずる者 及び **定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）に収入が年額850万円未満**または所得が**年額655万5千円未満**となると認められるもの

本ケースでは、ご夫婦の別居に「やむを得ない理由」がありそれを証明できる書類・経済的援助・定期的な音信の状況について**書面で記録**していれば認められる可能性があります。不服申立てを行なって支給されたケースもあります。



## 事例3：繰り下げ待機中の夫が死亡

共働きで会社を定年60歳で退職したご夫婦です  
ご夫婦ともに老齢基礎・厚生年金の受給資格があります

夫は、年金増額したいため繰り下げ待機中でした 尚、夫婦ともに年金額は同額でした



夫：70歳を迎えた頃に亡くなりました  
遺族は、妻と子 子は独立して別居



妻：70歳（**収入は年金のみ**） 一緒に暮らす18歳未満の子どもがいないので、遺族厚生年金のみ受給可能です  
**いろいろな要件を満たしましたが 残念ながら・・・全額支給停止** となります

遺族年金は**増額される前の金額を基準として計算**されます。夫の繰り下げ待機して増額された額を元に計算されません  
65歳以上で老齢厚生年金を受け取る権利がある方は、老齢厚生年金が全額支給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額が支給停止されます。妻の遺族厚生年金12万円－妻の老齢厚生年金12万円＝0円 で全額支給停止  
今回は、繰下げ受給待機中に亡くなった場合は、**未支給年金を請求**ができます  
繰下げ受給待機中の人亡くなった場合は、繰下げ受給を選択しなかった場合に65歳から亡くなるまでに受け取れるはずだった年金が、未支給年金として扱われます。受け取れる遺族の要件は、一般の未支給年金と同様です。

（死亡当時、生計を同じくしていた3親等以内の親族）

**年金額は、65歳時点の金額で確定**となります。

65歳から亡くなるまでの繰下げ期間は加味されず、年金額の増額はありませぬ。

老齢年金の場合は**5年で時効**となります、繰下げ待機中の年金を未支給年金として請求しても請求時点から5年以上前のものは受け取れません

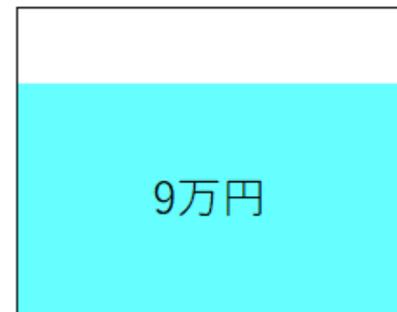
# 遺族年金の併給調整 ※夫婦ともに老齢厚生年金12万円で試算

## 【第一段階の調整】

65歳以上で老齢厚生（退職共済）年金を受け取る権利がある方が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受け取る時は、次の①と②の額を比較し、高いほうが遺族厚生年金の額となります。

- ①亡くなられた方の老齢厚生年金の報酬比例部分の3/4の額
- ②「上記①の額の2/3」と「ご本人の老齢厚生（退職共済）年金の額 の1/2」を合計した額

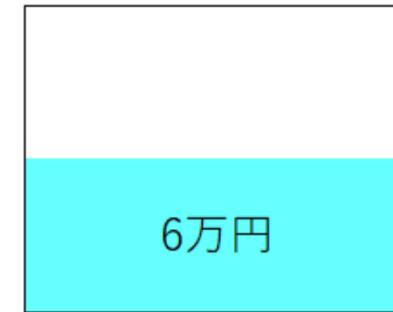
夫の老齢厚生年金×3/4



= 9万円 <

**12万円**

夫の老齢厚生年金×3/4×2/3



+

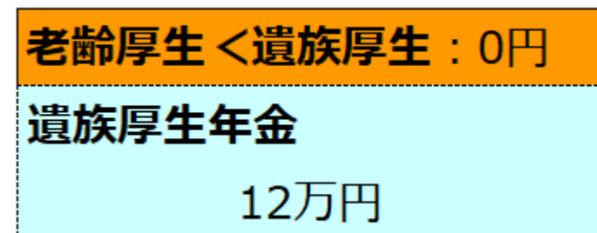
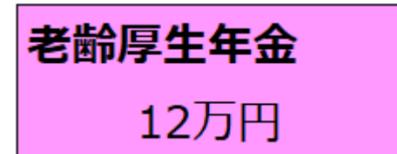
妻の老齢厚生年金×1/2



## 【第二段階の調整(65歳以上の配偶者の丈比べ額)】

65歳以上で老齢厚生年金を受け取る権利がある方は、老齢厚生年金は全額支給となり、

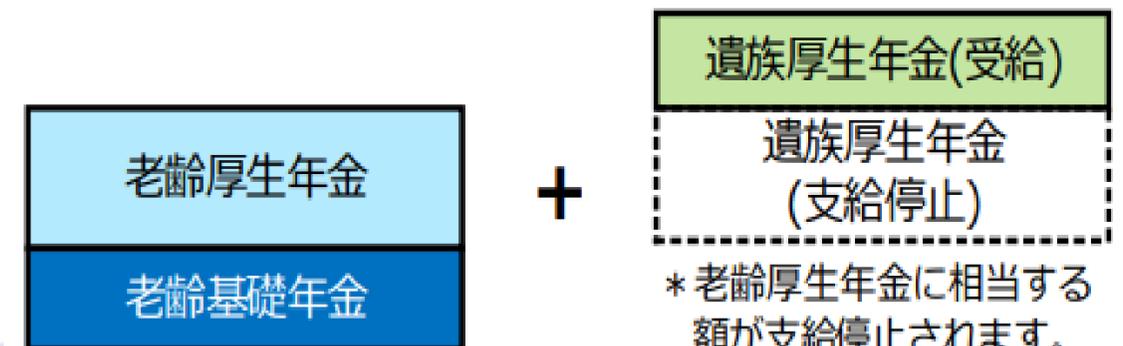
遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額が支給停止されます。



妻の遺族厚生年金は支給停止（自身の老齢厚生年金が優先）

## 老齢厚生年金の受給権がある場合の遺族厚生年金

65歳以上で老齢厚生年金を受け取る権利がある方は、老齢厚生年金は全額支給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額が支給停止されます。複数の遺族厚生年金の支給を受けている方については、それぞれの年金額に応じて年金額が支給停止されます。



出典：厚生労働省 遺族年金ガイド

## 事例4：夫が死亡した後に障害厚生年金を請求



夫は、大学卒業後5年程ブランクがありましたが、その後ずっと会社勤めをしておりまして  
体調を悪くして、43歳を過ぎた頃に退職し傷病手当金を受給しながら自宅療養しておりました



夫：既に会社を退職し45歳を迎えた頃、10年前に判明した傷病（肝硬変）が悪化して亡くなりました  
傷病手当金の受給は終了しましたが、障害年金を請求しておりませんでした  
遺族は、妻のみ



妻：45歳（専業主婦）一緒に暮らす18歳未満の子どもがいないので、遺族厚生年金のみ受給可能ですが・・・  
**既に退職した後の死亡、傷病初診日から5年以内、障害年金1.2級、25年納付も無く どの要件にも該当しません**  
**今回は、死亡後の請求で障害等級2級に該当し障害年金、遺族厚生年金を受給できました**

### 1級または2級の障害状態にある障害厚生年金を受けている人が亡くなったとき

死亡後に可能な障害年金の請求は、認定日請求（10年前初診日から1年6ヶ月経過した日での請求）のみです  
それでも、請求から審査認定受給まで6ヶ月ぐらいはかかります その後に遺族厚生年金請求となります

また、**3級の障害厚生年金の受給権者が同一病名で死亡したときも遺族厚生年金の支給要件に該当します**

※医療機関等の客観的な証明が取れば、「初診日から5年の傷病要件」がダメでも認定日まで遡る道があります  
請求時の証明のためにも医療機関への受診・病院通院の記録は、残すようにしておきましょう

本ケースでは、障害厚生年金が認定されました 可能な限り退職を延ばし死亡時まで会社に籍だけでもおいてもらえたなら遺族厚生年金の請求は早まったかもしれません

## 事例5：夫死亡後、寡婦年金支給待機中に再婚



40代で個人事業をされているご夫婦です  
ご夫婦ともに国民年金のみに加入 お子様は、独立しています



夫：45歳を迎えた頃に亡くなりました  
遺族は、妻と子 子は会社員で別居



妻：45歳（事業収入のみ） 一緒に暮らす18歳未満の子どもがいないので、遺族基礎年金の受給権はありません  
死亡一時金を受給せず、寡婦年金（60歳～65歳）の受給待機中でしたが、49歳で再婚することになりました  
**既に、夫が死亡して2年が経過し「死亡一時金」の受給権は消滅しており、再婚により寡婦年金も失権することになりました**

### 寡婦年金とは？

夫が生きていればもらえたはずの**第一号被保険者としての保険料納付済み期間と保険料免除期間（死亡日の前日で※10年以上要）**にもとづく**老齢基礎年金×3/4**が支給

※学生納付特例のみでも10年以上に含まれるが、合算対象期間は含まれません 尚、これらは支給額には反映されません

- ①夫によって生計を維持されていたこと
- ②夫との婚姻関係が**10年以上「継続」**していること
- ③妻が**65歳未満**であること
- ④妻が老齢基礎年金を**繰上受給していない**こと

但し、夫が老齢基礎年金または障害基礎年金を受けていれば、寡婦年金不支給

夫が45歳ぐらいで若くして亡くなったが子供も無く子育て年金である遺族基礎年金を受給できないとしたら10年以上先の寡婦年金を待つより死亡一時金を選択したほうがいいかもしれません

## 事例6：子供のいない自営業夫婦 妻が先に死亡



40代で個人事業をされているご夫婦です  
ご夫婦ともに国民年金加入期間のみで お子様は、いません



妻：45歳を迎えた頃に亡くなりました  
遺族は、夫のみ



夫：45歳（事業収入のみ） 一緒に暮らす18歳未満の子どもがいないので、遺族基礎年金の受給権はありません  
遺族厚生年金は、厚生年金加入記録者の死亡では無いので全く権利がありません  
妻の国民年金第一号加入期間が3年以上あり老齢基礎年金または障害基礎年金を受けたことが無ければ、**死亡一時金のみ受給**できます

### 死亡一時金とは？

#### 亡くなった方の状況

①死亡日の前日において第一号被保険者期間として（保険料納付済期間＋免除期間含）国民年金保険料を**36月以上納付**

※合算対象期間は含まれませんが免除期間は、以下のように計算します

1/4免除⇒3/4 1/2免除⇒1/2 3/4免除⇒1/4

②障害基礎年金を受けてないこと ③老齢基礎年金を受けていないこと

※第一号被保険者とは・・・20歳以上60歳未満の自営業者、学生、無職者が該当

#### 受給者の状況

・死亡したものによって**生計を同じく**していた・・・配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹 ※生計維持要件は無いので**収入は問われません**

・**遺族基礎年金を受給できない**とき

支給金額：12万～32万円 付加保険料の納付済期間が**3年以上**あるとき 8,500円加算

## 事例7：死亡時の遺族の年齢要件で不該当



50代のご夫婦です  
ご夫婦ともに会社にお勤めです  
お子様は、1人いますが独立しています



妻：51歳を迎えた頃に亡くなりました  
遺族は、夫と子 子は会社員で別居



夫：53歳（給与収入のみ） 一緒に暮らす18歳未満の子どもがいないので、遺族基礎年金の受給権はありません  
**残念ながら・・・夫は、死亡当時「満55歳未満」ですので遺族厚生年金の受給権は発生しません**

### 法改正

現行：夫55歳未満では遺族厚生年金受給権発生しません 55歳以上のときは60歳に達するまで支給停止



改正：夫60歳未満でも遺族厚生年金受給権発生、但し「5年の有期年金」

今回のケースでは、どうにもなりません。せめて夫が55歳になるまで妻が延命できればとも思います

## 改正後の遺族厚生年金 5年の有期年金になると・・・

夫は、妻死亡当時「満55歳未満」ですので遺族厚生年金の受給権は発生しません



60歳前の夫に対する支給要件「55歳以上」及び「60歳前の支給停止」を廃止し、**収入要件（年収850万円）を無くした上「5年の有期年金」とする** 現行の遺族厚生年金よりも充実させるため「有期給付加算（仮称）」を支給



妻死亡

5年経過

夫65歳

遺族厚生年金【5年有期】

+ 有期給付加算（老齢厚生年金「報酬比例部分」×1/4）

※継続給付

失権



夫53歳

※継続給付：5年間の有期年金終了後、十分な生活再建ができず、引き続き生活保障の必要性が高い場合は**最長で65歳に達するまで遺族厚生年金の支給を継続**するもの

対象者：障害年金3級以上の受給権者 国民年金の保険料免除申請にならない一定額未満の所得のものに対しては調整支給 全額停止が2年継続したときは遺族厚生年金失権

## 事例8：30歳未満の妻の夫が死亡

30代でともに会社勤めされているご夫婦です  
3歳の子どもが一人います



夫：29歳を迎えた頃に脳梗塞で亡くなりました  
遺族は、妻と子3歳



妻：28歳 一緒に暮らす18歳未満の子どもがあり、在職中の死亡で遺族基礎・遺族厚生年金どちらも受給可能です  
妻が、「夫死亡時」に30歳未満ですので30歳前に遺族基礎年金の受給権失権した場合、その時から5年の有期年金となります **※妻30歳到達後に遺族基礎年金が失権した場合（妻30歳到達後に子が死亡等）のときは、遺族厚生年金の権利を失いません**

### 法改正

#### 現在

- ①遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満の子のない妻：遺族厚生年金の受給権を取得した日から**5年間の有期年金**
- ②遺族厚生年金と遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する妻が30歳に到達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したとき（30歳前に子の死亡等で遺族基礎年金が失権した場合）：遺族基礎年金の受給権が消滅した日から**5年間の有期年金**

#### 改正

遺族基礎年金失権後から遺族厚生年金が**5年間の有期給付**となる妻の対象年齢を施行日から**40歳に引き上げ、その後、相当期間をかけて段階的に対象年齢を60歳まで引き上げる**。新たに55歳未満の子のある夫も遺族厚生年金の給付対象とする

現行の離婚分割にない5年有期給付の遺族厚生年金（継続給付含む）の受給権が失権した者を対象として、死亡者との婚姻期間中に係る厚年期間の標準報酬等を分割する**「配偶者の死亡に伴う年金記録分割」（仮称）**を創設する。これにより、分割を受ける者の将来の老齢厚生年金が増加する

# 30歳未満の妻の遺族厚生年金について

## 妻の状態

夫死亡時に30歳未満  
&  
30歳前に遺族基礎年金の受給権がなくなった  
18歳年度末までの子（障害のある20歳未満の子）が無い等

## 遺族厚生年金への影響

5年の有期年金となる

## 子のない妻



夫死亡時（受給権取得時）  
から5年の有期年金となる

## 子のある妻



遺族基礎年金の権利を失っ  
た日から5年で遺族厚生年金  
の権利消滅

※妻30歳到達後に遺族基礎年金が失権した場合（妻30歳到達後に子が死亡等）のときは、遺族厚生年金の権利を失いません

# 遺族厚生年金の見直し

- ✓ 女性の就業率の向上などに合わせて、**遺族厚生年金の男女差を解消**します。  
【男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施】

## 現在の仕組み

女性

30歳未満で死別：5年間の有期給付  
30歳以上で死別：無期給付

男性

55歳未満で死別：給付なし  
55歳以上で死別：60歳から無期給付

## 見直し後

男女共通

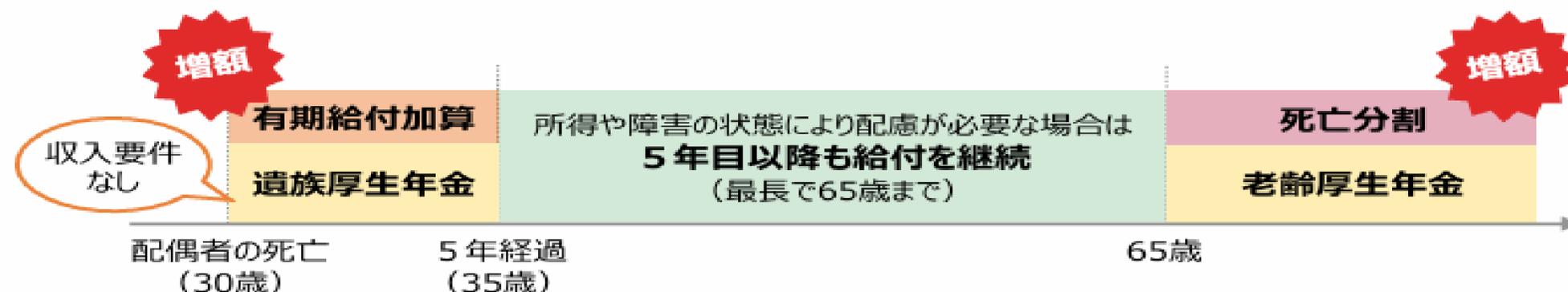
60歳未満で死別：原則5年間の有期給付  
配慮が必要な場合は  
5年目以降も給付を継続

- 有期給付の収入要件（年収850万円未満）を廃止
- 年金額の増額（有期給付加算、死亡分割）

60歳以上で死別：無期給付（現行どおり）

いずれも、こどものいない場合（※こどもとは、18歳になった年度末までまたは障害の状態にある場合は20歳未満の方をいいます）

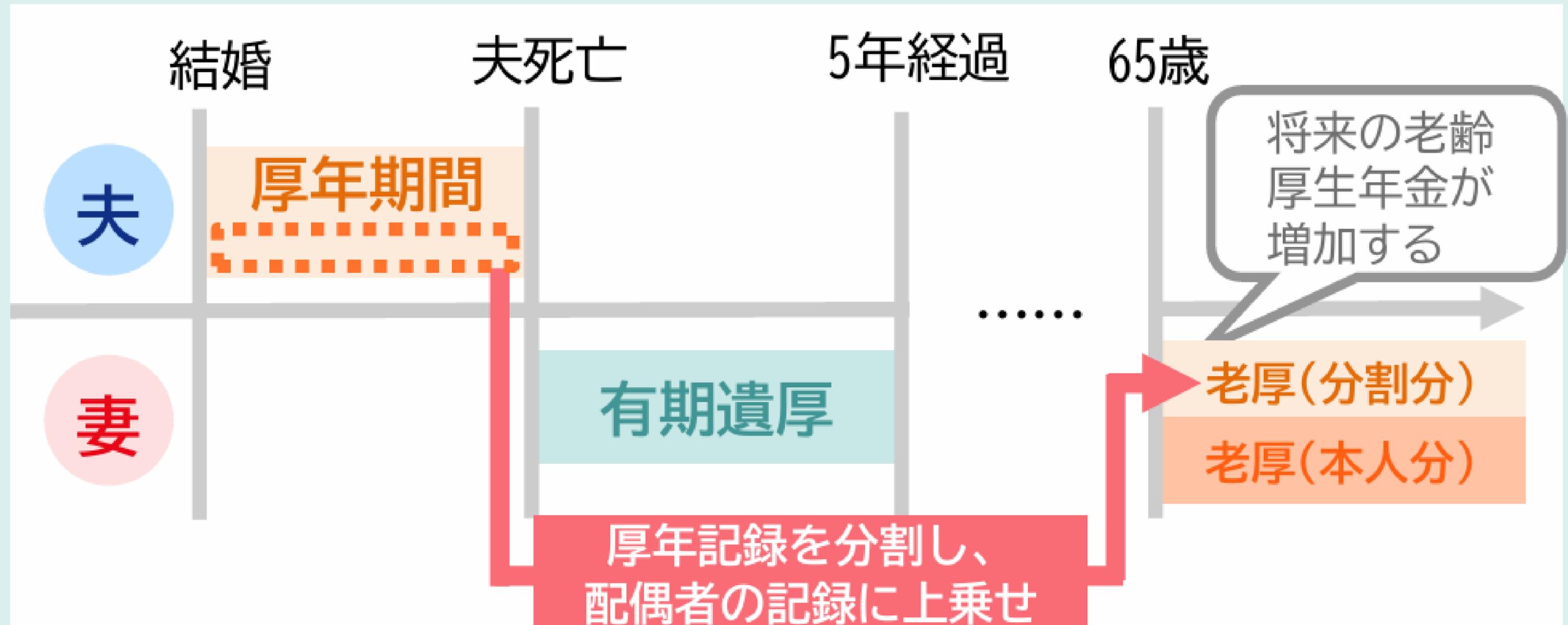
### 【例】こどものいない方が30歳で配偶者を亡くした場合（男女共通）



### 現在と変更のない方

- ・ 60歳以上で死別された方
- ・ こども（上記※に該当）がいる方
- ・ 改正前から遺族厚生年金を受け取っていた方
- ・ 改正時に40歳以上の女性

# ① 配偶者の死亡に伴う年金記録分割の導入

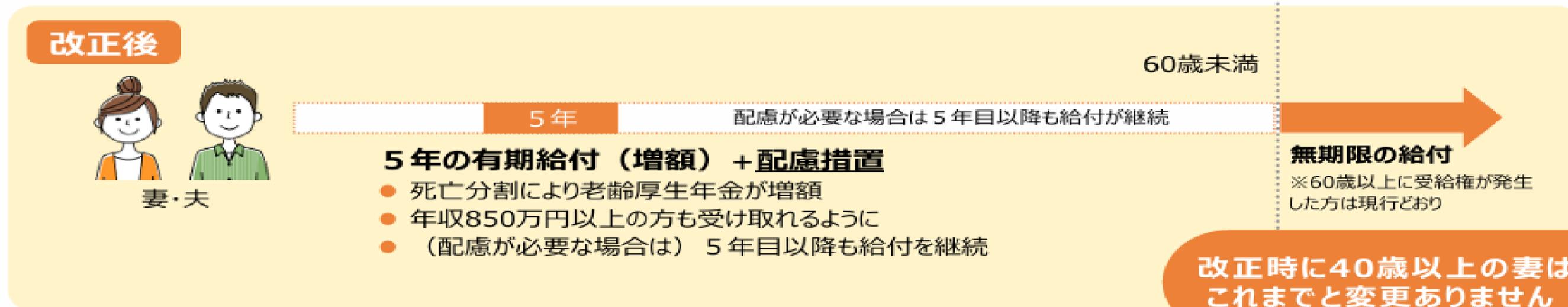


※ 現行制度の離婚分割の仕組みを参考に、夫婦の厚年記録を分割する。

こどもがいない60歳未満の方  
遺族厚生年金の改正で何が変わる？



改正の趣旨：男女差の解消



## 事例9：老齢年金繰り下げ待機中に妻が死亡



60代でともに会社勤めされていたご夫婦です  
夫は、年金を増やしたいので繰り下げ待機しております



妻：66歳を迎えた頃に胃がんで亡くなりました  
遺族は、夫のみ



夫：68歳（収入なし） 18歳未満の子どもがいませんので、遺族基礎年金の受給権はありません  
繰り下げ待機中ですが、妻が死亡時に遺族年金の受給権が発生します  
このため妻が死亡した時点で繰り下げ増額が確定し、これ以上待機しても増えることはありません

### 法改正

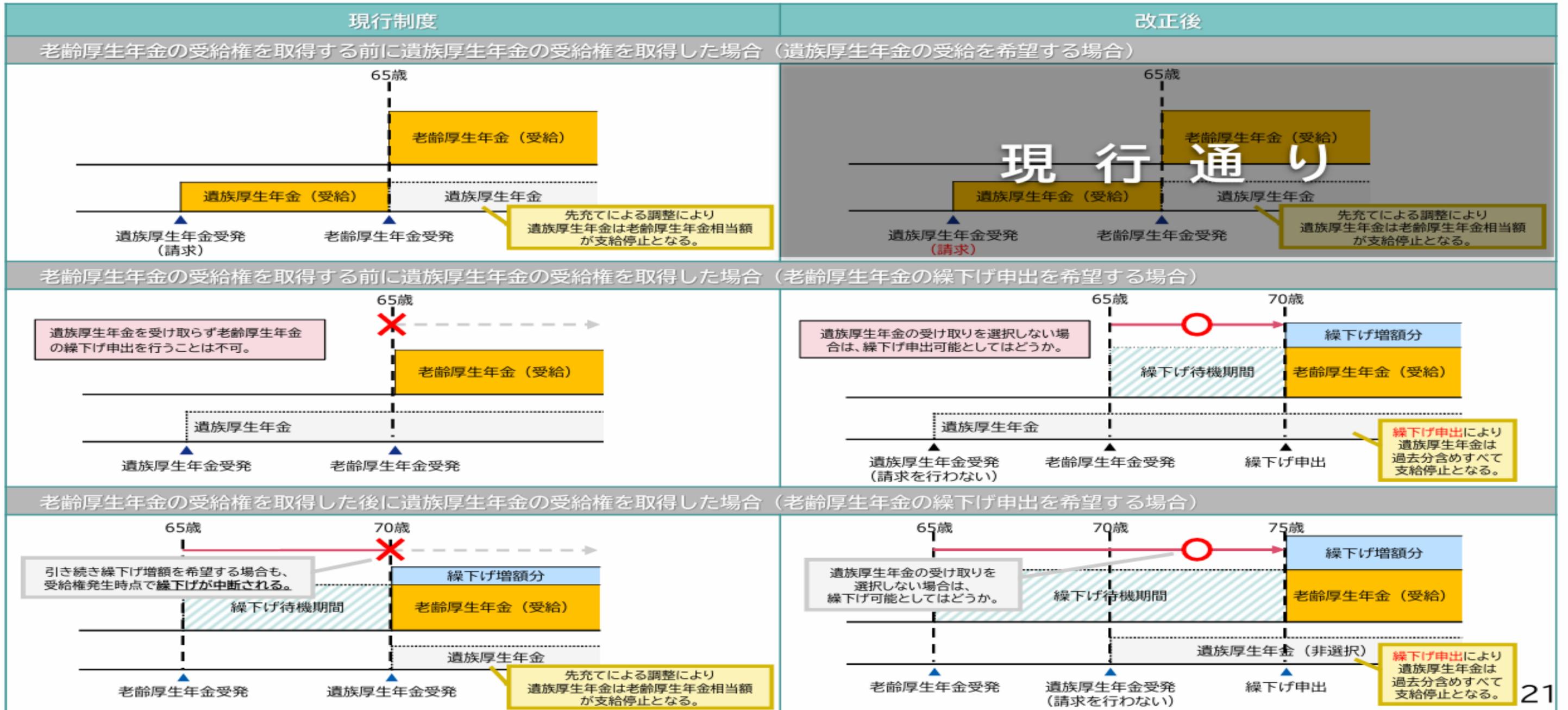
#### 現在

遺族年金や障害年金を受ける権利を有した場合、その年金を受ける権利を有した時点で増額率が固定されます。  
また、66歳以前に遺族年金や障害年金を受ける権利がある場合は、繰下げ受給自体ができません。

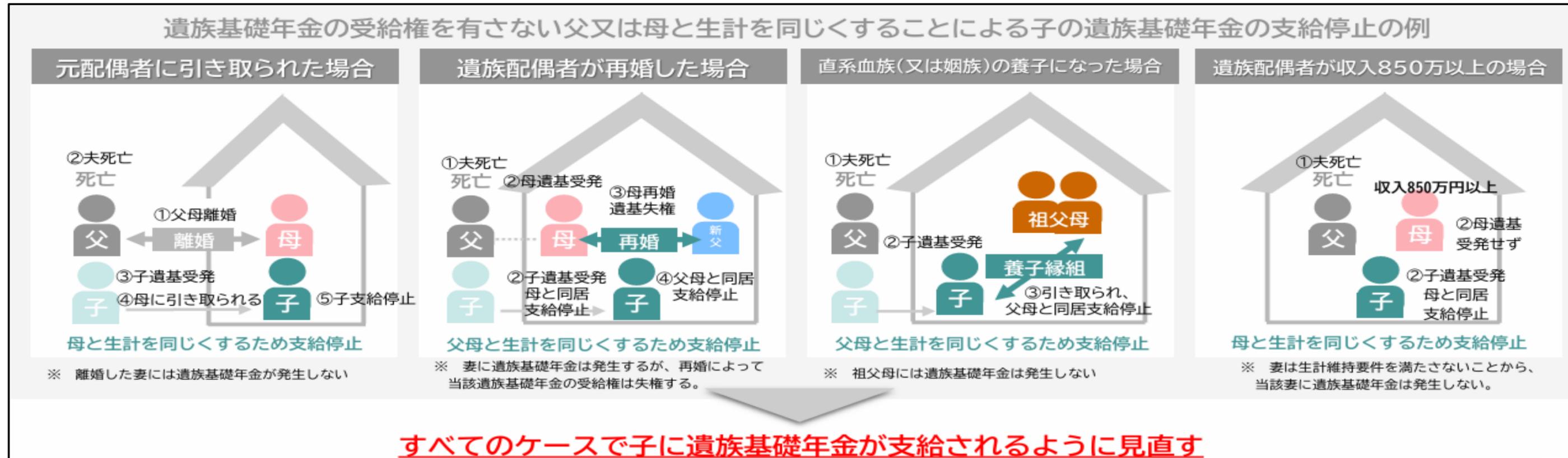
#### 改正

繰下げ申出前に遺族厚生年金の請求を行わない場合には老齢厚生年金の繰下げ申出を認める

# 遺族厚生年金受給権者の老齢年金の繰下げ申出の見直しのイメージ



# 事例10：親と生計同一のために子に遺族基礎年金が不支給



出典：厚生労働省 第23回社会保障審議会年金部会資料

子に対する遺族基礎年金は、「**遺族基礎年金の受給権の有無を問わず父又は母と生計を同じくするとき**」支給停止されます。これは、生計を同じくする父又は母があるならば、子は当該父又は母によって養育され、遺族基礎年金の支給の必要がないと考えられていたためです。

## 法改正

離婚の増加等の子を取り巻く家庭環境等の変化で子が置かれている状況によって遺族基礎年金の支給が停止される不均衡を解消し、遺族厚生年金同様に「**親と生計同一**」による**支給停止を削除**します。 ※改正前の事案も遡及適用の予定  
 ※遺族基礎年金の受給権を有する父母があるときの子の支給停止については変更無し

## 令和7年度年金額

支給される年金等	根拠条文or計算式	新規裁定者（68歳到達年度前）		既裁定者（68歳到達年度以後）		既裁定者（68歳到達年度以後）				
		S33.4.2以後生まれ		S31.4.2～S33.4.1生まれ		S31.4.1以前生まれ				
改定率	令和6年度の改定率× ※名目手取り賃金変動率or物価変動率 ×年金額の改定率	1.045	×1.019	1.065	1.045	×1.019	1.065	1.042	×1.019	1.062
老齢基礎年金	国民年金法第27条/平成16年度基準額	780,900	×1.065	831,700円	780,900	×1.065	831,700円	780,900	×1.062	829,300円
障害基礎年金1級	国民年金法第33条2項			1,039,625円			1,039,625円			1,036,625円
” 2級	国民年金法第33条			831,700円			831,700円			829,300円
” 子の加算	国民年金法第33条の2	224,700	×1.065 第2子まで	239,300円	224,700	×1.065 第2子まで	239,300円	74,900	×1.065 第3子以降	79,800円
障害厚生年金最低保障額	厚生年金法第50条3項	831,700	×3/4	623,800円	831,700	×3/4	623,800円	829,300	×3/4	622,000円
遺族基礎年金（子一人）	国民年金法第38.39条			1,071,000円			1,071,000円			1,068,600円
中高齢寡婦加算（65歳まで）	厚生年金法第62条	831,700	×3/4	623,800円	831,700	×3/4	623,800円	829,300	×3/4	622,000円
配偶者加給年金	厚生年金法第44条2項	224,700	×1.065	239,300円	224,700	×1.065	239,300円			
子の加給年金	厚生年金法第44条2項	224,700	×1.065 第2子まで	239,300円	224,700	×1.065	239,300円	74,900	×1.065 第3子以降	79,800円
定額単価	特別支給老齢厚生年金の元になるもの	1,628	×1.065	1,734円	1,628	×1.065	1,734円	1,628	×1.062	1,729円

※名目手取り賃金変動率2.3%－マクロ経済スライド調整率0.4%＝1.9%

子の加算・配偶者加給年金・子の加給年金は、新規裁定者の改定率によります 記載がないものは第2子までと読み替えてください

## 遺族厚生年金

遺族厚生年金の年金額は、亡くなられた方の厚生年金の加入期間や報酬の額を基に計算されます。

**亡くなられた方の老齢厚生年金の報酬比例部分の3/4** = **(A+B) × 3/4**

A：平成15年3月以前の加入期間

$$\text{平均標準報酬月額}^{\ast 1} \times \frac{7.125^{\ast 3}}{1000} \times \text{平成15年3月までの加入期間の月数}^{\ast 4}$$

B：平成15年4月以降の加入期間

$$\text{平均標準報酬額}^{\ast 2} \times \frac{5.481^{\ast 3}}{1000} \times \text{平成15年4月以降の加入期間の月数}^{\ast 4}$$

- ※ 1 平均標準報酬月額……平成15年3月以前の加入期間について、計算の基礎となる各月の標準報酬月額（過去の標準報酬月額に再評価率を乗じて、現在の価値に再評価している額）の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。
- ※ 2 平均標準報酬額……平成15年4月以降の加入期間について、計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額（過去の標準報酬月額と標準賞与額に再評価率を乗じて、現在の価値に再評価している額）の総額を、平成15年4月以降の加入期間で割って得た額です。
- ※ 3 【2ページ】遺族厚生年金の要件④、⑤の場合は、乗率は死亡した方の生年月日に応じて異なります。
- ※ 4 【2ページ】遺族厚生年金の要件①、②、③について、厚生年金保険の被保険者期間が300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。

## その他の公的年金の見直し

### こどもの加算などの見直し【2028年4月から】

- ✓ 年金を受給しながら、**こどもを育てている方への加算を充実**します。

【現行】

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円	子の加算 なし	子の加算 なし
基礎年金	子の加算 なし	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円	第1,2子 234,800円 第3子以降 78,300円

【見直し後】

	老齢年金	障害年金	遺族年金
厚生年金	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円
基礎年金	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円	こども一人あたり 281,700円

基礎年金と厚生年金を両方受給している場合は厚生年金のみに加算が付きます。

- ✓ 女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえて、年下の配偶者を扶養している場合にのみ支給される老齢厚生年金の**配偶者の加算を見直します**（現行408,100円⇒見直し後367,200円、既受給者は現行の額のまま）

※上記の金額は全て2024年度価格

### 脱退一時金の見直し【4年以内に実施】

- ✓ 脱退一時金は、日本への滞在期間が短く、老齢年金を受け取れない外国人に一時金を支給するもの。
- ✓ **再入国許可付きで出国した外国人には、許可の有効期間内は脱退一時金を支給しない**こととします。
- ✓ 脱退一時金の支給上限を現行の**5年から8年に引き上げます**。

**こどもがいる場合の加算額を引き上げます！**  
(現在受給している方も対象になります)

現在の加算額

1人につき  
年額**234,800円**

1人につき  
年額**78,300円**



引上げ

改正後の加算額

1人につき  
年額**281,700円**へ

※上記の金額は2024年度価格の年額です。

# 最後に

ご清聴ありがとうございました